



【問い合わせ】
町福祉課
福祉・子育てグループ
☎ 73-2222

一緒に子育てを応援
子育てボランティア募集!!

★興味・関心のある方は町子育て支援センター
(☎ 72-1280) まで気軽にお問い合わせください。

子育て支援センターでは月1回、2時間程度、専任保育士と一緒に子どもたちの託児のお手伝いをしてくれる子育てボランティアを募集しています。子育て経験者や子どもが好きな方ならどなたでも大歓迎です。ぜひ、ボランティア登録をして一緒に子育てを応援しませんか。



託児のようす (子育て支援センター)

- 【内容】
①子育て支援センターの講座や育児サークル行事の託児
②イベント (お楽しみ会など) のお手伝い
- 【資格要件】
①町内在住・在勤の方
②子育てボランティア活動に興味のある方
※保育士資格など特別な資格は必要ありません。

輝け栗っ子

児童生徒表彰

令和元年度児童生徒表彰が行われ、
全40人が表彰されました。

◆栗山小学校

【体育賞】

- 6年 中川 愛来 (バドミントン)
- 西村 文音 (バドミントン)
- 田村 もも (サッカー)
- 横岡 侑夏 (サッカー)
- 久保 凜花 (サッカー)
- 岩崎 美那 (サッカー)
- 岩崎 美友 (サッカー)
- 5年 山内 柚穂 (バドミントン)
- 4年 日野愛莉紗 (バドミントン)
- 大西 洸導 (柔道)

【学芸賞】

- 6年 大谷 友吾 (ピアノ)
- 6年 山口 泰生 (サッカー)
- 6年 福井 優里 (美術)
- 5年 池田 杜守 (税の標語)
- 1年 名内 蒼太 (美術)
- 1年 石崎 瑠斗 (美術)

◆継立小学校

【学芸賞】

- 5年 飯尾 紗亜 (税の標語)
- 3年 澤田 明梨 (読書感想画)
- 3年 清水 大翔 (読書感想画)

◆栗山中学校

【体育賞】

- 4年 喜多村賢吾 (野球・卓球)
- 3年 鶴川 理結 (読書感想文)
- 3年 志村 侑哉 (陸上)
- 佐藤 煉 (陸上)
- 北島 小夜 (陸上)
- 細山 青空 (剣道)
- 亀田 陵介 (卓球)
- 梅津 瑠奈 (ソフトテニス)
- 田崎奏代花 (ソフトテニス)
- 2年 門間 翔也 (水泳)
- 1年 秋 朱音 (水泳)
- 片山 美空 (水泳)

【奉仕賞】

- 2年 堀 駿介
- 1年 森 梨緒奈
- 川島 一乃
- 上中 美海
- 鳴海 楓
- 藤柳 一護
- 府川 さら
- 稲 陽風汰
- 1年 櫻間 太一

(敬称略)

No.44

新しい力で栗山を元気に! 地域おこし協力隊です

栗山を「もう一つの故郷」に

こんにちは。地域おこし協力隊の金谷です。
先日、大阪の阪南大学の学生5人が「guesthouseくりとま」に宿泊滞在しました。
阪南大学の皆さんは、昨年7月から「栗山町で関係人口を増やすための方策の検討」というテーマで、夏・秋・冬の計3回栗山町に訪問し、地域資源の調査などを行っています。
その中で、お祭りの見学やみこし担ぎ、町内観光、町民の方との交流などを通して、栗山町を深く知ってもらえたように感じます。
ひとりの学生さんが「ほんまに自分の故郷みたいな感覚になりました」と言ってくれたことは何より嬉しかったです。
そして、1年間の集大成として、寝る間も惜しんで成果報告を作り、発表してくれました。
発表の中に「今後多くの人に栗山町を訪れてもらうには①知る②感じる③伝える」



【問い合わせ】

町PR隊事務所
☎ 76 7729
cafe & bar くらくら2階
(旧昭和堂時計店)

消費生活相談室

「解約保証」のほずが...
定期購入トラブルに注意



(国民生活センター事例より)
インターネット通販で「初回300円〇日間解約保証」と表示されたダイエットサプリメントを注文した。効果を感じられなかったため、解約保証期間内に解約を申し出ると、「4カ月以上の定期購入が条件の契約となっているので、解約には4カ月後に連絡が必要」と言われた。「〇日間保証のほずだ」と言うと、「その場合は通常価格1万5千円の支払いが必要」との回答だった。そのような規約はページのかなり下部まで見ないと分からなかった。(80歳代 女性)

南空知消費生活相談室 勤労者福祉センター
毎週月・木曜日 13:00 ~ 16:00
毎月第2・4水曜日 13:00 ~ 15:00
☎ 72-3581

- < 注意事項 >
- 定期購入が条件であることが分かりにくい健康食品の通信販売を利用し、「お試し」「1回だけ」のつもりで、通常よりも安い価格で購入したところ、実際は定期購入だったというトラブルが増加傾向にあります。
 - 商品を注文する際には、目立つように表示されている「初回300円」「初回実質0円(送料のみ)」といった価格などだけでなく、定期購入が条件となっていないか、定期購入の場合の継続期間や支払うことになる総額など、契約内容をよく確認しましょう。
 - 継続期間が定められていない場合でも、解約に当たって「次回発送日の〇日前までに申し出が必要」のように申請期間に制限がある、通常価格を支払う必要があるなど、条件が定められているケースが見られます。解約・返品の可否や条件をしっかりと確認しましょう。
 - どうしたらよいか、ご自身で判断に迷う場合や、少しでも怪しいと思ったら、最寄りの消費生活センターを案内する「消費者ホットライン」の電話番号「188」を利用してください。